

東根市定住促進事業助成金

対象住宅に入居した日から
1年以内に申請が必要です。
忘れずに申請して下さい。

市外から転入した定住世帯へ助成します

定住することを目的に、市内に自ら居住するため住宅を新築または購入し、転入した人に対して助成金を交付します。

【対象住宅】

建築費または購入費が500万円以上の住宅

- ※ 建物の所有が共有名義のときは、他の共有者の持ち分の購入経費を含みます。また土地建物を一体的に購入したときは、その金額となります。
- ※ 中古住宅を購入する場合は、リフォーム費用を含め 500万円以上となります。

【助成対象者】

対象住宅の所有者で、次の全ての要件を満たす転入者が助成対象者となります。

- ① 転入をした日の前日から起算して過去3年において市内に住所を有していない人
- ② 転入をした日から起算して対象住宅に入居をした日までの期間が3年未満の人
- ③ 本人および同居家族全員に市税などの滞納がない人
- ④ 居住地の自治会に加入した人

【申請期限】

対象住宅に入居をした日から1年以内

【助成金の額】

助成金の額は**15万円**です。

また次の要件に該当する場合、助成金の額に加算されます。

○子育て加算

助成対象者が高校生(18歳)以下の子ども(入居した時点)と同居している場合……………5万円

※3人目以降は、1人増えるごとに1万円が加算されます。

○地区加算

対象住宅が下記地区にある場合

- ・大富地区、小田島地区……………10万円
- ・東郷地区、高崎地区、長瀬地区……25万円

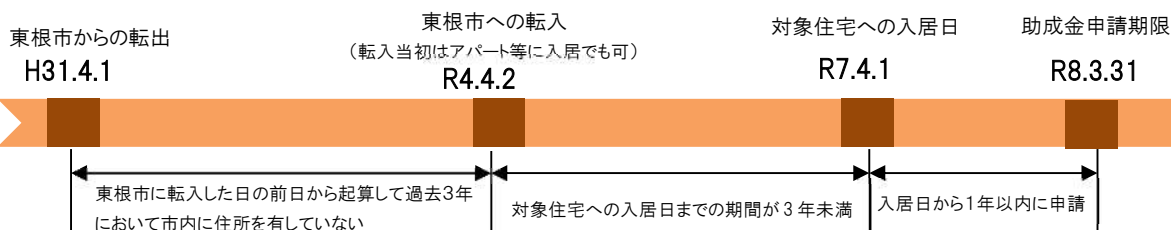
○中古住宅加算

対象住宅が中古住宅(人が住んだことのある住宅)で、下記地区にある場合

- ・東根地区、神町地区……………20万円
- ・大富地区、小田島地区……………30万円
- ・東郷地区、高崎地区、長瀬地区……35万円

助成までの一般的なイメージと助成金の額

助成金
支給



【例】家族7人(うち高校生以下の子ども3人)で長瀬地区内の中古住宅を購入し入居した場合

(基本助成 15万円) + (子育て加算 6万円) + (地区加算 25万円) + (中古住宅加算 35万円) = 81万円

◆お申し込み・お問い合わせ 東根市総務部総合政策課地域振興・交流係
TEL : 0237-42-1111 (内線 3120・3121) ・ FAX : 0237-43-2413
E-mail sougou@city.higashine.yamagata.jp



東根市定住促進事業助成金制度

取得住宅への入居日から

1年以内に申請下さい

◆助成金の申請には、次の書類が必要となります。

① 記入が必要な書類…「交付申請書」、「請求書」、「アンケート」

「交付申請書」は訂正可、「請求書」は訂正不可です。添付の予備をお使いください

② 「住民票謄本」(世帯全員の記載があるもの) 東根市役所1階、市民課窓口にて取得願います。

※複数の世帯が同居している場合は、その全世帯分が必要です

③ 申請者の「^{こせき}戸籍の^{ふひょう}附票」本籍地の市町村より取得願います。下記注意事項をご確認ください。

転入日の前日から起算して、過去3年において東根市内に住所を有してないことが分かる書類

※子育て加算に該当する場合は、「戸籍の附票謄本(全員の記載があるもの)」を取得願います。

※取得時に、転入日以前過去3年の住所が確認できない場合(転籍や、婚姻等による筆頭者の変更など)は、戸籍の附票とあわせて、以前本籍地のあった市町村より『戸籍の附票の除票(除かれた戸籍の附票)』を取得願います。

※当市への転入と同時に転籍し、転籍直後の本籍で取得しても転入前過去3年分の住所確認ができない場合は、以前本籍地のあった市町村より『戸籍の附票の除票(除かれた戸籍の附票)』を取得願います。

④ 対象住宅に係る「建築請負契約書(新築の場合)、売買契約書(建売または中古の場合)等の、新築又は購入したこと及び費用を証する書類の写し」

原本をご持参ください(その場で必要箇所をコピーします)

⑤ 申請者と同居家族全員の前年度の納税証明書 …「令和6年度^{のうぜい}納税証明書」

※令和6年1月1日現在、住所のあった市町村より取得願います。

納付見込みのもので結構ですが、納期限到来未納額(納期限を過ぎた未納額)のないものをご提出ください。

(納期限到来未納額に金額の記載があった場合はご相談ください)

※納税額がある人を除き、幼児・児童・生徒・学生については不要です。(大学生等は学生証写しを添付)

※上記以外の非課税・扶養等の人も、証明が必要です!(課税無し・納税無しを確認するため)。

取得する市町村で、課税および納税がない人について「納税証明書」や「納税証明書(課税無し)」等が発行できない場合は、「非課税証明書(課税されていないことの証明)」が必要です。

※年度が変わった場合は、必要な納税証明書の年度も変更なりますのでご注意ください。

★②・③・⑤の証明書の有効期限について

有効期限を取得日から3ヶ月以内とさせていただきますので、申請する時期を考慮して取得願います。

東根市総務部総合政策課 地域振興・交流係

〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

TEL: 0237-42-1111 (内線 3121) FAX: 0237-43-2413